

産業生活常任委員会
決算常任委員会産業生活分科会

(平成28年9月13日)

○ 石川善己委員長

おはようございます。それでは、産業生活常任委員会を開会させていただきます。

本日は、順番を多少入れかえさせていただきましたが、商工農水部の議案審査から入らせていただきたいと思います。

議案第25号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第26号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第27号 三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

○ 石川善己委員長

議案第25号三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について、議案第26号三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第27号三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを一括議題といたします。

説明は議案聴取会にて終了しておりますので、質疑から行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

よろしいですか。ご質疑ございませんか。

(なし)

○ 石川善己委員長

では、質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。

これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言を願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

討論がございませんので簡易採決にて行います。

議案第25号三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について、議案第26号三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第27号三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第25号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について、議案第26号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第27号 三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

それでは、引き続きまして、協議会の申し入れがございますので、産業生活常任委員会協議会に切りかえさせていただきます。

10 : 03 休憩

10 : 39 再開

○ 石川善己委員長

それでは、引き続き、東芝四日市工場における新工場の立地についての報告をお願いしたいと思います。

では、説明をお願いいたします。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

商工課の森でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日、お手元にお配りをしております産業生活常任委員会その他報告、説明資料というほうをごらんいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

1 ページでございますけれども、1 ページのほうに、6月のこの産業生活常任委員会のほうで報告いたしました以降の経過と予定をまとめております。

そのときの委員会の前日、22日にありました東芝の株主総会のほうで、3年間で累計8600億円の投資規模が発表されたほか、7月には26年9月から建てかえを行ってました新第2製造棟の竣工式が行われたところでございます。

そして、今後の予定として排水管工事の着工と、来年5月ごろには新製造棟の造成工事の完了が予定されております。

その造成工事の全体計画図が次の2ページになります。

色つきの部分が工事の部分でございまして、黄色の敷地造成が15haと、その他緑地や調整池が8haでございます。そして、赤の表示がちょうど富田山城線沿いになりますが、来年度着工予定の新製造棟の位置となっております。

次に、3ページのほうが排水管の経路の図になります。

オレンジ色で囲ったところが既存の製造棟、そして、緑が新製造棟の地区計画の範囲を示しております。また、その右手のほうに紫の線がございまして、紫のほうが既設の公共下水道でございまして、赤色は東芝、今回新設する排水管などの施設を示しております。新製造棟の排水の計画に当たりまして、既存側の河川が農業用水としての取水もあることから、これ以上の放流を避けて分散させて、排水管を今回新設することといたしております。

具体的には、新製造棟に隣接いたします県道64号線、つまり富田山城線になりますが、ここに排水管を埋設いたしまして、下の羽津茂福雨水1号幹線に接続をして、海域へ放流をしていくということにしております。また、白須賀ポンプ場では、増加する水量をカバーするポンプを増設いたします。

ふだんの東芝の排水量は公共下水道の流下能力の約7.3%ですけれども、豪雨のときに、2カ所の水位計を設置いたしまして、設定水位まで上昇した場合には、自動で遮断ゲートを閉鎖して、緊急貯留槽に切りかえることといたしまして、公共下水道のこれまでどおりの雨水の処理量は確保をしております。

なお、今回の施工は東芝が行い、また、施工や維持管理に係る費用は東芝が負担いたしますので、市による負担はございません。

ということで、説明を終わらせていただきます。

○ 石川善己委員長

説明ありがとうございます。

では、ご質疑ございましたら、ご発言願います。よろしいでしょうか。

○ 中村久雄委員

今説明いただいた排水のことで、排水量が多いとき、大雨とかで多いときは自動でとまるという、そういう装置はこれは東芝さんが、それで、どこでつけるのか。この真ん中の遮断ゲートか、それで、どういうぐあいになるんですかね。ちょっとその辺がイメージを。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

図面上に、右下のほうに水位計というのが2カ所あるかと思います。この水位計で水位をはかりまして、一定以上の豪雨で集中的に雨が降ったときに、一定水位が来たときにはシステムになっておりまして、そのシステムで自動的に遮断ゲートというのが2カ所、新製造棟のすぐ横のところと、それから羽津1号線につなぐつなぎ口のところに2カ所、遮断ゲートと貯留槽を設けますので、そこでとめて貯留槽のほうに全部、一時的に水を流し込んでいって、雨水のほうは今までどおり流れるようにするという形になります。

○ 中村久雄委員

この水位計をオーバーするには、1時間当たり何mmぐらいの雨が降ったときとかという想定というか。それと、緊急貯留槽はどれぐらいの水をためておけるのか。遮断ゲートというのは全くばしっと切るわけじゃなくして、全くばしっとですか、全くもうゼロにする。流れないわけですか、流入を少なくするんじゃないんですか。その辺のことをお願いします。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

検討の中で10年確率降雨でありますとか、50年、100年確率降雨を計算しておるんです

けれども、その中でも東海豪雨のときのが一番大きいという形になりまして、東海豪雨のときの量で3時間ためれる形の計算で、今、計画を進めております。貯留槽のほうにためる計画と。

○ 中村久雄委員

緊急貯留のほうね。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

はい。

それで、遮断ゲートのほうにつきましては、水量を少なくするのではなくて、もうびしっととめるといって、豪雨時については、東芝側からの水量はなしにするという形で考えております。

○ 川村幸康委員

思っておったの違う。

そうすると、浄化して出すんやけど、東芝の水はそういった越えたときはもう出さないといいて、それでもたんとときというのはないわけ、東芝自体が。遮断と。

だから、今の豊洲やなんかで問題になるのは、そうせんと法的にはあかんわけか、そうすると。東芝から出される排水がある程度、直接公共に、一般の人には触れることなく、公共下水でも海まで出さないかんというルールがあつて、それがあふれそうなときはびしゅととめて。とめたはいいけど、東芝、事業はできやんわね、水を大量に使うんやで。どういうやり方をするの。法的にあかんの。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

法的にいけないというわけではございません。まず、現状は、部田川という河川に流れておりますので、その排水基準を守っておる状態ですから、特に囲まれた形のほうに流す必要まではないんですけれども、ただ、今回、農業用水なんかの影響の水量での影響を考えて、専用管のほうに流すほうが合理的であるという考えで分散させるわけなんです。

その中で、まず一つは、羽津茂福1号幹線というのは、図面上で北のほうへ向かっての範囲の雨水を持ってくるように計画をされておりますので、計画水量がございまして。豪雨

時にはその計画水量をしっかりと担保する必要がありますので、それ以上の水が流れてしまうと、それをオーバーフローしてしまうものですから、それを遮断するがために東芝サイドからの水はとめるというだけの意味なんです。

次に、東海豪雨時の場合でも、129分とめれば排水は流れていくという結果が出ておるものですから、180分あれば、東芝は一旦貯留槽のままでいけるという計算になります。

○ 川村幸康委員

そうすると、結局、流域がある排水同意は得ずしても、それは迷惑をかけることがないから流させてもらおうと。本来ならば流しておって、俺が思うておるのは、とめた場合に基本的に東芝が困るよねと思うておると、もう一個、行政というのは、このやり方をやっけていくと、遮断せんでも、排水同意か流量を上げるような——十四川みたいに、パラペットつむかどろかとは別にしても——何か調整池をつくるか、何かをせな本当はあかんのを、安上がりにしたのかさ。

それやでそうせいという話ではなくって、合理的に考えたらこれぐらいで、そんなに10年も20年も東海豪雨みたいの、来るわけじゃないから便宜上流させてもらうんやけれども、万が一の場合が起こった場合に、行政が無断でそこへ排水を使うわけやん、今の説明を聞くとな。無断でというのはおかしいけど、流量を超えるわけやん。それでもしか何かあった場合に、議会にも説明しておくという話なの。そこらだけやわ。だから、流量を超えて出てしまうということは、水害が起こったときに……。

○ 須藤商工農水部長

東芝のほうとしてもいろんなリスクを考えておるわけでございます。部田川へそのまま放流するというのも一つの選択ではあるわけですがけれども、環境への負荷をできるだけ下げたいというのが、企業としての一つのコンプライアンスのところでございます。

農業用水も取水されている部田川を使うか、もう閉鎖水域である公共下水道を使うかという判断の中では、今、公共下水道のほうに合流したいと、専用管をつなぎ込んでほしいということでございます。

そのときに浸水のおそれ等のこともございます。東芝がそれに接続しておることによって、浸水を起こしてしもうたというようなことがあっては、これまた東芝のほうの大きなリスクでありますので、そういうことは一切ないというふうな、今回、そういう仕組みに

したいというところで、二つの遮断弁を設けて、水位計が上がれば二つとも閉じるとすると、管の中に入っておる水が行き場がなくなってしまうので、その分を途中の調整池で、管に入っておる部分だけはためてというようなところまで想定してやっておるわけでございます。

東海豪雨が3時間降り続いたと、だったらどうするのかというところは、これは東芝でリスクを負ってもらうという話になるわけですが、その場合も工場、中の処理工程を考えれば、何とか回せるというような想定もしておるようではございますが、いずれにしても、そういう公共側のリスクは東芝のほうでも回避するというのが企業側のリスク回避ということでございまして、そんないろんなことを考えて、これが最適だろうというようなところで、市にも協議したというようなところでございます。

○ 川村幸康委員

今、行政それから議会に報告してもらって通っていくと、議会も責任を負うんやけど、そうすると、一番言うておきたいのは、企業で東芝なんかでも会計の不祥事はよかったのか、利潤を求めるわけやろう。そうすると、リスクはわかるわ、リスクを回避するための保険は掛けておくというのはわかるんやけど、本来、それやったら、リスク以上のものも来るときがあるやん。

そうすると、そのときに調整池の貯水量はこれで万全なのかどうなのかということと、今回の工場棟をふやす中においたら、そもそも論で多分、建築士か設計士がおってあれすると、この調整池、もう少し能力をアップしておかんとあかんのと違うの。プラス、公共下水道の管へつなぐということは、余分に余裕高を持つということになるのかなというふうな気もするもんで、そこを指摘しておくので。そこは大丈夫ですと言ってくれたら安心できるけど、いやいや、実は本当は調整池、もう少し能力を上げておかんと、この工場棟に対してはどうなんやと。それならで進んでいっておる中で、東芝に言いにくいのか、それともその辺を議会にうまく。公共下水のほうにつないでいく中でのリスク分散で、行政としては勝手な判断ではあかんで、そこは後で最後、出てきたときにまずいで、これは。災害みたいなものはどんな形で出てくるかわからんわけやで。特に、今はゲリラ豪雨が多いでな。だから、特に水のことに関しては、そもそも行政が許可していく上で、工場は欲しかったけれども、調整池がこれでええのかというところだけはしっかりと押さえておかんとあかんに。そこだけはしっかり説明つくように。

もしないのなら、川へ放って上に逃がしても、上で余裕高があるような河川改修をするか、逆に言うと安上がりは。もう調整池はこれ以上能力が多分無理なんやろう。そうしたら、部田川かどこかの川の余裕高をどう見るかとか、どこへリスク分散してためていくかということをおかんと、市長が誘致して、すごく田中市政の中での報告としては言っておったけど、後で浸水を受けたとか流れては味がないで、そこだけちょっとあんたらでもう一遍きちっと確認して、いけるように計画をしなよ。もし今現状はその辺で説明がついたとしても、何か起こった場合にまずいのなら、部田川の河川改修を。

以上です。

○ 中村久雄委員

赤のこのやつは、水位計も東芝がつけるんですか。その水位計で自動的に遮断ゲートが閉まるというので、今、129分で流れるという話がありましたけど。それで、羽津茂福雨水1号幹線が引いてきた、だから、水位計がふさがってきたら、また自動的にゲートはあくんですか、遮断ゲートは。

そういう自動的にあいたり閉まったりするのかということと、あと、このちゃんと動くかどうかの点検、維持管理はどこがされて、市はどういうふうにかかわるのかということ。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

まず、水位計については、もちろん自動で動きますし、そういった緊急時については、手動でも動くような体制になっております。

基本的に、東芝のほうにシステムのスイッチ等、そういった機器があるわけですが、それは今後の協議なんですけど、例えば、市側も管理する部局にもいわゆる子機みたいなものが置けるようにとか、そういった協議はしてまいりたいというふうに考えております。

また、維持管理についても、経費は東芝のほうで持つということは確認をしておるんですけど、どういう形でやっていくか。例えば、私どものほうに安全面を踏まえ、また市のほうで受けるのか、もしくは、いわゆる民間事業者のほうに委託をするのかで、その辺は今後協議をしてまいりたいというふうに考えています。

それから、水量に関しては、例えば10年降雨の場合ですと、10.9分とめれば遮断で済むと。それとか、50年降雨の場合は42分とか、100年降雨の場合は47分という中で、過去の

実績から見たときに東海豪雨が一番多い。東海豪雨の水量のときだったらどれだけとめたらいいかというのが129分ということがあったものですから、今回、180分ためれるだけの貯水槽を整備しておるといところでございますが、先ほど川村委員からもご指摘がございましたけれども、その辺は改めてしっかりと、一番大事な部分ですので検討といいますか、協議はもう一度改めてやりたいと思います。

○ 中村久雄委員

本当にもし災害が起こったときにちゃんと動くかどうかという点検も含めて、そういうチェックは行政もちゃんと目を光らせておれるように、よろしく協議をお願いします。

○ 小林博次委員

資料を欲しいんやけど、羽津茂福1号幹線の排水量と、東芝から流れ出る排水の量。余分にぽこんと設計しておいてあるわけじゃないんやろうで。

19歳のときに天白川が氾濫したやわ。水門の手前で三菱化学が3万tを放流しておったやない。どうなんやというのは、そんなこともあったし絶えずびくびくしておるわけやわね、水門の手前で放流するもんで。

だから、やっぱり数字だけ、後で下さい。書いておいて、いろいろわからんから。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

はい。

○ 石川善己委員長

いいですか。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

今の範囲では、水量は日、5000m³、東芝から流れる。

○ 小林博次委員

いえいえ、資料を下さい。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

わかりました。準備いたします。

○ 石川善己委員長

後刻、お願いいたします。後刻でよろしいですね。

他にございますか。

○ 荒木美幸委員

確認させてください。今後の予定の、10月から排水管工事がスタートをしますけれども、交通規制についてはどのようになりますか、この山城線は。ご存じのように、ここは朝夕、特に朝、かなりコンビナート方面へ車が非常に混雑をする道路でもありますので、その点教えていただけますか。

○ 森商工農水部参事兼商工課長

基本的には、推進工事といいまして、地下をずっと機械で掘っていく工法をとりますので余りないんですが、ただ、何カ所か立て坑といいまして潜る機械を上から入れるための穴を掘ります。そのときに一時的に車線規制をさせていただくことがあり得ると思いますが、この辺、できるだけ短期に済むように、受注者と協議を進めるということで計画をしております。

○ 荒木美幸委員

わかりました。じゃ、長い期間、1車線になったりしてご迷惑をかけるということはないということですね。ありがとうございます。

○ 石川善己委員長

他にございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、他にご質疑もないようですので、本件についてはこの程度とさせていただきます。

この際、部長より発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。

○ 須藤商工農水部長

一昨日の決算の認定審査の中で、加納委員からご指摘いただいた花火大会の席数の数と決算額、収入の額が不整合があるというようなご指摘をいただきました。帰って精査したところ、有料観覧席のそのときの使用数が、当日売りの数を計上し忘れておったというようなミスがございまして、まことに申しわけないこととございました。

計算額、数量額のほうは合うておるんですが、2854席販売しておりましたが、そのうちの413席、当日売りを計上し忘れておったということとございました。その点につきましては、決算常任委員会資料でございますので、決算委員会の正副にもお断わりした上で、改めて正誤表を皆様に配付させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。どうも申しわけございませんでした。

○ 石川善己委員長

この件について、加納委員、よろしいですか。

○ 加納康樹委員

そういうことで、大体そんなものだと数字が合うのかなと思っておりますので、正誤表という形で出していただければ全然構わないんですが、その一言を言うためだけでも、別に観光・シティプロモーション課長が来てもいいのにな、おかしいなどだけ言っておきます。

○ 須藤商工農水部長

申しわけありません。私の責任でございますので、私のほうからおわび申し上げます。

○ 石川善己委員長

では、他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、商工農水部の議題については、これで全て終了となります。お疲れさまでした。

それでは、理事者入れかえのため、休憩をとらせていただきたいと思います。15分再開で、市民文化部の積み残しから入らせていただきたいと思います。

11：00 休憩

11：20 再開

○ 石川善己委員長

委員の皆様にお伝えをさせていただきます。

7 ページに、講師の報償費という形で個人名が挙がっております。この部分について、委員の皆様が資料を保管いただく場合には、固有名詞、個人名を黒塗りにて保管をいただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。会議資料としては残って、情報公開請求の場合には同じ箇所、黒塗りで資料が出されるということですので、個人名のところだけ消していただくようにご協力をお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、ネット中継を開始してください。

それでは、昨日、加納委員のほうからありました資料請求について留保しておりましたので、資料が出てまいりました。この資料について説明から入らせていただきたいと思いますのですが、冒頭、前田部長、よろしくお願ひいたします。

○ 前田市民文化部長

皆さん、おはようございます。市民文化部長の前田でございます。

昨日ご指摘をいただきました、いわゆる地域活動費、館長権限予算の委託料等にかかわる追加の資料を作成してまいりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

館長権限予算は、地域の特色ある活動あるいは地域おこしの活動、それから地域の公益性に資する活動について、事業について、地域の方々といろいろと話し合い、地域の地区

市民センターの館長が話し合いを重ねて実施しております。その事業の中には、地域のほうへ委託をさせていただくというケースもございます。

きょうはその内容について、より明細がわかる、考え方がわかる内容の資料をつくってまいりましたので、これに基づいて適正に執行していきたいと私は考えておりますけれども、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○ 石川善己委員長

それでは、資料のほうの説明をお願いします。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長の服部でございます。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんください。

1ページは、追加資料のご請求をいただきました事業の一覧でございます。主に委託料が多いわけですが、委託料につきましては仕様書及び設計書を作成いたしまして、設計額の範囲内の見積もりに基づいて、事業を実施していただくという流れになってございます。

また、これにつきましては、仕様を満たすものができ上がれば、受託者の実施内訳などは問わないことになっておりまして、基本的に市では条件がございませんので、発注時における仕様書と設計書を提出させていただきました。

また、委託料以外に報償費というのが2件ございますが、これは講師等でお越しいただく方に応じて金額が異なります。その方の肩書や内訳を記載した資料を提出させていただいております。

1ページの表の見方としましては、二重線の左側、これは既に産業生活分科会としてお出ししておる情報でございます。右側が、今回新しく追加をさせていただいた情報でございます。例えば、一番上の富洲原地区のまつり由来看板製作につきましては、この内訳に基づく契約件数は1件でございます。作成した仕様書と積算した44万8200円という設計額に基づきまして2社から見積書を徴収した結果、地元個人業者の方に40万8240円で発注することとなったという見方をしていただければというふうに思ひます。

その事業の仕様書は、2ページでございます。

2 ページが富田一色けんか祭りの看板作成ですが、4 番の仕様のところにありますように、二つの看板を立てる。地域の伝統行事の継承が課題ということですので、館長が地区の皆さんと協議をして、地区内で2カ所に看板を作製することになりまして、見積もり等に基づきまして、また、4 ページのような文面を記載した看板を作製するというので、参考見積もり等に基づいて、5 ページのような設計を行ったということでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

6 ページは、富田地区で実施をしましたシンポジウムの開催でございますが、鳥出神社の鯨船行事のユネスコ無形文化遺産登録を実現すべく、シンポジウムを開催するものでございまして、鯨船の保存会に加入しております富田まつり連絡協議会に委託をすることで、効果的、効率的な実施を目指したものでございます。

これも7 ページ右下ありますように、設計額15万円と積算をいたしまして、地区の団体、富田まつり連絡協議会に——1 ページの上から2 行目に戻っていただくんですが——11万7720円で受託をしていただいたということでございます。

これは6 ページの左側、目標参加者数80人ということで予定をしておりましたが、実際には170人という大盛況でございまして、ユネスコ無形文化遺産登録への機運を高めるために、非常に有効な事業であったという評価をいただいております。

8 ページに回って、羽津地区の地域交流事業でございまして、まち歩きを行うものでございます。

これもスタンプラリーを開催するというので、9 ページにありますような積算を行いまして、これは地域の羽津地区まちづくり推進協議会に同額で受託をしていただいております。

積算内訳を見ていただくとおわかりいただけますように、人件費を積算に含めていないということで、同地区の方のボランティアを前提とした委託の内容になってございます。

こちらも約200人の参加があり、大変盛況であったということでございます。

10ページは、日永地区のつんつく踊りの保全継承。それによりまして、地域の魅力を高めるということでございます。内容としては、DVDを作成したり、新たな振りつけ、若者向けの振りつけを作成するというものでございます。

ここは12ページにありますように、68万6340円という積算を行いまして、これも同額で、日永つんつくおどり保存会、地区の団体の方に受託をしていただいております。

13ページでございます。四郷地区の写真でつなごう四郷のきずなという事業でございま

す。

これも、特に若い世代や新しく地区住民になっていただいた方の参加を募るということ
を目的としまして、人材の発掘のための事業という位置づけでございます。

事業の内容としましては、大募集・四郷のお宝写真というように、古い写真を地区住民
の方に広く募集したり、また、(2)にありますように撮影ウォーキングを開催したりと
いう内容でございます。

こちらを15ページの積算を行いまして、地区の実行委員会に同額で受託をしていただい
てございます。

また、次の16ページは、四郷地区のご存じの事業でございます。

キャラクター、ささまるの周知ということで、地区の各種活動やイベント等に登場させ
ることで、その地区への愛着を高めようという趣旨のものでございます。

これも積算につきましては、17ページにありますように、着ぐるみの作成費用というこ
とで積算をしてございます。これも、地区協議会のほうに同額で受託をしていただいでお
ります。

18ページは、同じくささまるでございますが、こちらはささまるネットということで、
ささまるを盛り上げる準備委員会を立ち上げる。こちらも地区の組織づくり、人づくりと
いうものを目的とした事業でございます。

こちらの積算につきましては、20ページでございます。イラストをつくったり、シール
をつくったりという積算でございます。同様の事業を実施していただきまして、笹川地区
協議会、地区の団体に同額で受託をしていただいでございます。

21ページは、同じくこれも四郷地区の事業ですが、ひきこもりをテーマにいたしました
講演会を実施いたしました。

この関係の秋田県の先進地区ということで社会福祉協議会、藤里町というところでござ
いますが、ここから講師を招いて後援会を行い、67名の参加があったということを確認し
てございます。

続きまして、23ページが内部地区の郷土芸能の普及事業ということで、新たな伝統芸能
として内部音頭や内部郷土の歌というものを作成いたしまして、その啓発用のCDを作成
したというものでございます。

積算につきましては、26ページにありますような設計の内訳になってございますが、作
詞、作曲で1曲当たり15万円というふうな単価を用いてございますが、これにつきまして

は、他地区の事例や参考見積もりにより設定した単価ということで積算をしております。

27ページでございます。塩浜地区の地域交流事業です。

こちらはまち歩きツアーや塩浜地区の検定試験というものを行いまして、幅広い年代の人たちが深くかかわりを持ち、異世代交流を行うということを目的とした事業でございます。

こちらの積算内訳については、29ページのような内容になってございます。こちらも塩浜地区まちづくり協議会、地元の団体で同額で受託をいただいております。

続きまして、30ページでございますが、同じく塩浜地区の塩浜音頭振興という事業でございます。

これは塩浜音頭という郷土芸能を普及啓発させて、地区に対する誇りを高めるということを目的とした事業でございます。

こちらの積算につきましては、32ページに記載のとおりでございます。こちらも、塩浜音頭愛好会という地区の団体に同額で受託をしていただいております。

33ページがふるさと創生ということで、御菌町一丁目獅子舞の復活を目指した事業でございます。

長く中断されておりました地区の獅子舞を復活させて、地域の愛着を高めることを目的とした事業でございます。

こちらの積算につきましては、35ページにありますように、指導員への報酬や衣装のクリーニング代等というような積算をしておるところでございます。こちらも同額で、獅子舞の愛好会に受託をしていただきました。

続きまして、36ページでございます。こちらは先ほどの長年中断しておりまして、復活を目指す御菌町の獅子舞と別地区でございますが、川合町の獅子舞、これをコラボレーションすることによりまして、相乗効果を高めていって、地域への愛着を高めようという事業でございます。

これにつきましても、積算は38ページでございます。先ほどの教室費用ということで、講師の謝礼であったり、これもクリーニング代等を積算根拠といたしております。これも地元の川合町の獅子舞愛好会のほうに同額で受託していただいております。

続きまして、39ページでございます。これは塩浜地区のホームページがいま一つしっかりしていないということで、リニューアルをするということを目的とした事業でございます。事業の業務の内容のところに書いてございますように、現行ホームページの課題を

整理したり、その改善に向けて地域の方と協議をしてということで、そういった組織づくりや、また、ホームページを運用していくような人づくりを目的としたような事業でございます。

積算の内訳としては、41ページにありますように、ホームページの操作環境整備ということで、テスト環境を整備して、コンテンツを作成して地区の方がホームページを更新しやすいような環境を整えるというような事業でございます。これも地区のスキルを持った方に委託しておるということでございまして、まちづくり協議会の団体に同額で受託をしていただいております。

続きまして、42ページが小山田地区の里山づくりの事業でございます。これは地区の魅力を高めるために、また、地区の皆さんと協議の上、遊歩道の整備を行ったものでございます。

こちらは45ページでございますように、合計で42万7000円余りの設計額を行い、地元の地区に人件費や諸経費などを削減するという趣旨によりまして、29万1600円で受託をいただいております。

続きまして、47ページは、高齢者のふれあい支え合い事業ということで、日帰りバスを借り上げるという事業でございます。

これは使用料及び賃借料ということで入札を行ってございます。49ページの積算に基づきまして入札を行いまして、入札結果は49万6800円ということで、若干下がった額で契約をいたしております。

51ページ、川島地区の里山フェスタ及び凧揚げ大会でございます。

これも若い世代の住民に地区行事への参加を促すということで、人材の確保を目的とした事業でございまして、積算につきましては53ページでございます。この積算に基づきまして、まちづくり協議会に受託をしていただいております。

済みません、50ページを飛ばしてしまいました。申しわけございません。

50ページがおしゃべり女子会ということでの講師の報償費でございます。

これは50ページに記載のありますように6回の企画を行いまして、それぞれ講師のところに記載のあるような肩書の方を講師としてお招きしたということで、その講師の謝礼を支払ったものでございます。

53ページまでご説明させていただきましたので、続いて、54ページをお願いいたします。

こちら講師の報償費でございますが、県地区で定住に関するワークショップを行い、

そこに慶應義塾大学環境情報学部の一之瀬研究会というところにお越しをいただいて、その教授であるとか学生に対して支払った謝礼ということでございます。

主にワークショップということで、空き家の調査であったりとか、そういうような地区回りというような実地の調査をしていただいたり、また、調査後に、いろいろ提案をいただいたりというようなことでございます。

続きまして55ページは、八郷地区の世代を越えた地域のふれあい事業ということで、これも世代間交流を目的としておりますが、農業という地区の地場産業を知ること、地区に対する愛着を高めるというものでございます。

積算は、56ページにありますような積算を行ってございます。これも地区の連合自治会に同額で受託をしていただいております。中身は主に食材費、材料費ということで、人件費等はボランティアで行っていただいているというものでございます。

57ページは大矢知地区の文化の継承案内板ということで、この案内板の製作、設置を行うという事業でございます。

58ページのような積算を行いまして、こちらにつきましては、2社の見積もり合わせによりまして、若干下がった金額で契約をさせていただいております。

59ページは里山保全活動ということで、こちら案内看板を作製するという事業でございます。

こちらにつきましても60ページのような17万円というような設計で行いまして、2社見積もりを行った結果、16万2000円で発注ができたという実績でございます。

61ページは、これは案内パネルを作製するというので、こちらはそのパネルの台を作製するというのでございますので、5000円という安価な金額で設計を行いまして、これを同額で、1社の方をお願いすることができておるということでございます。

63ページが河原田地区のみかん山・竹林の里事業でございます。

河原田地区のみかん畑という地域資源を生かして、きずなづくりを行っていこうという事業でございまして、積算につきましては、65ページに記載のあるとおりでございます。

みかん畑の刈り入れでありますとか、また、竹細工の工作材料費などを積算しておるということでございます。これに基づきまして設計を行いまして、同額でささえ愛のまち河原田の会の地域の担当に受託をしていただいております。

もう一件、こちら同じささえ愛のまち河原田の会をお願いをした事業でございまして、伊勢街道フェスタでございます。これは河原田地区内を通る伊勢街道を地域資源と位置づ

けましてイベントを行うことで、さらに地区に愛着を持っていただくという趣旨の事業でございまして、積算につきましては68ページでございます。

小学生によるポスター作成であるとか、イベントへの地域の団体への参加謝礼であったりとかというものを積算を行いまして、こちらも同額で地区の団体に受託をしていただいております。

続いて、69ページが水沢地区のDVDの作成という事業でございます。

こちらは地域の魅力を発信するためのDVDを作成委託するものでございまして、積算につきましては70ページ。それで、2社から見積もりを徴収いたしまして、48万6000円という若干下がった金額で発注をすることができております。

続く71ページが保々地区の八風街道調査・案内板設置という委託料でございまして、これは、地域内の史跡等を保存、継承するために旧街道を調査して、案内板を作成し、設置するというものでございます。

こちらにつきましては、73ページにございますような積算を行いまして、地域の団体でございまして保々歴史を語る会に35万1000円という若干下がった金額で受託をしていただいております。

75ページから、中部地区の講座の開催事業でございます。

三つの講座を開催してございまして、高齢者の見守り・支え合いをテーマとした講座を開催してございます。

75ページ、1月14日に行いました地域医療についての講演会では、87人の参加があったということを確認してございます。

また、77ページ、健康寿命を延ばそうという、これは健康体操を行ったような事業でございますが、1月28日、2月4日、2月18日と3回連続の講座を行いまして、どの講座もおおむね70人程度の参加をいただいております。

四つ目の講座は2月14日、高齢者と地域住民の健康パフォーマンスという講座を開催いたしまして、こちらは119人という100人を超える多く方の参加をいただいております。

いずれも積算どおりの受託をいただいております、中部地区地域社会づくり推進会議をお願いをしているというものでございます。

大体の資料の説明は以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

追加資料に対する質疑ございましたら、ご発言願います。

○ 加納康樹委員

ある程度は詳しく出していただきまして、ありがとうございます。

順次確認をさせていただきたいと思います。

まず、9ページの羽津地区さんのやつですが、いろいろ明細を見ていて、おしるこぐらいはわかるとして、参加者に対してマグカップを配りますとか、スタッフの食料費とか、これは問題ないものなんですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

参加記念品につきましては、まず、そう多額のものでない限りはお認めをさせていただいてございます。また、スタッフの昼食等につきましても、ボランティアスタッフというのを基本といたしまして、そういう場合には、昼食をお出しすることも可能であるという運営をしてございます。

○ 加納康樹委員

次、日永地区さんので、12ページでいろいろと書いてもらっております。いろいろ点々点なところはあるんですけども、まず教えてほしいのは、下の承継マニュアル管理費で5万7000円って、これは何の管理費ですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

それぞれの消耗品等を含めた諸経費という位置づけで考えてございます。委託事業等で行う場合、特に率はそろえておりませんが、大きな数字の割合でない限り、諸経費というものは認めていくという考え方でございます。

○ 加納康樹委員

この5万7000円も特に何に使われたかは、全く把握する必要もないということですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

一定の割合の範囲内であれば、確認はしてございません。

○ 加納康樹委員

四日市市も大分ぜいたくというのか、よくなっているんですねとか思いつつ、15ページを見ておりまして、四郷地区さんので、まず、これを見ているとスキヤナの購入、認められるということですね。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

地区市民センターの備品として購入させていただいているということでございます。

○ 加納康樹委員

館長権限予算で物品購入ができるという、そういう認識でよろしいですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

その事業での使用という範囲内で、センター備品として購入して管理をしていくということでございます。

○ 加納康樹委員

これから以降、何度でも出てくるので一々は言いませんけど、例えばこれでいくと、案内表示板設置2カ所で26万円というのがありますけど、それらの――これから後も案内板とかいっぱい出てきますが――実際にちゃんとここについたんだよねという確認をするってされているんでしょうか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

現場の確認もそうですし、まずは、委託事業ですので、委託事業の完了報告書を提出いただいております。また、写真等によりまして、確認をしているということでございます。

○ 加納康樹委員

ここの消耗品の3万円も、見込みで勝手にやってもいいというお金なんだろうなというところでも、これをあえて今は聞きません。

めくって、次、笹川ということで17ページ。昨日も問題視をしましたが、この30万円をぼんとゆるキャラ着ぐるみ作成費に、改めて聞きますけど、つくっていいんですね。

○ 前田市民文化部長

本当に地域の中でそれがシンボルとして活動の中心に活用されるということであれば、支援の対象にできるというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

委員長にお伺いしますけど、笹川、多少は縁が深い方だと思うんですけど、そんなに地域の方に認知度、高いんですか。

○ 石川善己委員長

私、答弁するんですか。

このささまるというキャラは、3年か4年ほど前ですか、地域の文化祭で子供たちからキャラクターデザインを募集して、その文化祭の中で最優秀をとったキャラクターデザインを着ぐるみ化したということで、ずっと何年かかけて予算、いろんなところの予算をつけられないかということで動きながらやってきたんですが、なかなかできなかったという経緯はあります。

この着ぐるみに関しては、笹川のイベント、ふれあいの春祭り、夏祭り、あるいは文化祭等において必ず出てきて、非常に子供や地域の人たちからの認知も高いのは事実です。今月号のYOUよっかいちだったか、何か地域の機関紙の表紙も飾っておったと思います。という程度でよろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

繰り返しになりますけど、そんな経緯もありながらなぜほかの地区のところのゆるキャラ作成云々という動きのときに、アドバイスしないんですか。

○ 前田市民文化部長

それぞれの地区の市民センターでそういう話し合いがあれば。地域の中でやはり、これは、四郷地区の場合は三つの大きな地区の中でも分かれておりますけれども、例えば、この笹川地区全体でキャラクターとして認知をして、それを盛り上げていこうというような流れになってくれば、多分そういうセンターでも話し合いがあって、地域の方との話し合いの結果、そういうふうになれば、当然、対象にはなってくると思いますので、ほかの地区でもそういうお話が出てくれば、各センターの館長も十分そういうのを考慮して、こういう館長権限予算事業などを活用していくということができるというふうに思っています。

○ 加納康樹委員

全然納得しませんけどね。

次なんですけれども、まず、22ページです。

ほかのところでもいろいろあつたりするんですけれども、講師の報償費ということで、この場合だと、秋田からの旅費等を含む、ぶっこみが20万円。ほかのところだと、細かく分けていたりするところもあるんですけど、これはもうどっちでもいいんですか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

報償費の支払いには、遠方からみえる方の旅費それから宿泊費、これを含めた格好で報償費で、市役所が直接支払いする場合でも、そういうような例があるということで確認をさせていただいておりますので。地区によって別で計上しているところもあるかと思えますけれども、含めての報償費という支払いの仕方は可能だということでございます。

○ 加納康樹委員

一々になるのでいうところはあるんですけれども、ここでも30万円と20万円で、最終的に30万円という丸めた額になっていて、実質、支出も30万円。その中に、消耗品等の3万円というのは、これは本当に何に使われたのか追わなくて、きれいに丸まるものなんですか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

実際の支払い、センターのほうで積算した数字はこういうふうになっておりますけれども、実際は細かい数字の積み上げになりますので、総額としては30万円ということにはなるかと思うんですけれども、費用の若干の出入りはあるのかなと思います。

○ 石川善己委員長

ほかにはないですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

若干補足をさせていただきますと、委託料でございますので、実際の報告は求めていないというのが実際のところでございます。

積算としまして、消耗品の3万円を込めて30万円で積算をいたしました。が、人件費等を積算に含めたバランス、その辺はボランティアで地域のほうで請け負っていただいたということでございます。

○ 加納康樹委員

次のとこでいくと、26ページ、内部さんのところに移りますけど、この辺だと私も詳しくは知らないんですが、曲をつくるだのというので1曲単価で15万円とか、編曲で5万円とかというの、これは適正なんですか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

作詞、作曲ということで、作詞並びに作曲、これのほかにCDの録音、音源をつくるのにもとのデモをつくるのに、音源の録音ですとかスタジオの使用料含めて1曲15万円。これにつきましては、他地区の事例を参考にしておりまして、1曲当たり15万円ぐらいはかかるであろうと。それから、編曲の5万円につきましても、以前に編曲していただいたような事例がございましたので、それが1曲5万円ということで、それを参考に積算をさせていただいた、そのように確認をさせていただいております。

○ 加納康樹委員

本当にこれ全部、全然納得いかないところばかりなんですけど、一応ざっと確認だけしますけど、29ページを見ておきますと、塩浜さんになりますが、昼飯代を出してもいいんだ

よということで、スタッフの昼食代2万円、何人分ですか、これ。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

実際のスタッフ、まち歩きツアーのスタッフが20人と、あと、休憩所の運営に地区の民生委員さんとで20人程度というふうに確認してございます。合わせて40人ということでございます。

○ 加納康樹委員

そして、参加者に対しての参加記念品、これも出ていますけどこれは適正な範囲内、ばらまきオーケーという額なんですね。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

参加した子供たちへのまち歩きツアーで使うメモ帳等を、記念品としてお出ししたというふうに確認してございます。

○ 加納康樹委員

そうしたら、同じく塩浜さんで32ページのところで、そういった塩浜音頭のどうのこうので、踊られる方々にということなんでしょうけど、この場合、踊りの講習指導ということで30人の皆さんに5000円ずつをお支払いするというのは、これは景気のいい話なんですけどできるんですね、ボランティアではないんですね。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

指導者として参加をいただいておりますので、地元講師ということで、どこの地区市民センターで行います講座等につきましてもそういう講師に対して謝礼は支払いをしてございます。

○ 加納康樹委員

30名の講師に対して、受講者、何名だったんですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

済みません。総計が確認をできておりませんが……。済みません。

○ 石川善己委員長

どうぞ。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

ごめんなさい。参加者の総計は確認できておりませんが、13回のイベントに講師として行っていただいたという確認はしてございます。

○ 加納康樹委員

次は、ある程度飛ばしながら行きますけど、41ページの塩浜さんのところで、ホームページのところですよ。

ホームページ、操作環境整備費用、1式15万円。1式って、もうちょっと詳しく教えてもらえませんかでしょうか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

ホームページの構成、ページの構成、そういう体系をつくったり、また、コンテンツをそろえて、ホームページを更新していく方々が使いやすくするような土台、環境づくりを行っていただくということで、ソフト作成等の経験のある方に、市販で会社のほうに発注するよりは安く請け負っていただいたということを確認してございます。

○ 加納康樹委員

じゃ、これはどちらかというと、報償費に近いイメージなんですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

地区の方、相当詳しい方お二人にお願いをした経費であると確認してございます。

○ 加納康樹委員

詳しい方ってこんなにももらえるもんなんですかね。プロじゃないんでしょう。これはコメントは求めませんが。

次、済みません、小山田の里山づくりのところに行って、この遊歩道の整備云々で出してもらっていますけど、ここの今もらった金額ときのうの金額は、どう突き合わせてみたらいいんでしょうか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

44ページ、5ページ、一緒ですが、42万7680円という設計に対して請け負っていただきましたのが、29万1600円という受託をしていただいたということでございます。

○ 加納康樹委員

次のページの20万9000円は何ですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

これは明細でございます。45ページにございます散策道設置工、上から四つ目、20万9075円というものの明細資料でございます。

○ 加納康樹委員

次もさっとどんどん行きますが、次、47ページのところで、バス4日間、4台になっていますが、きのう、3回というご説明でしたけど、その差は何でしょうか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

申しわけございません。私が回数を勘違いしてご回答させていただきました、ご訂正をさせていただきます。

○ 加納康樹委員

4回、4台というのが正しいということによろしいんでしょうか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

はい。

○ 加納康樹委員

50ページのおしゃべり女子会云々です。これらの段数から上の三つ、アウトドアファッションライター、NPOどうのこうの。これはそれぞれお一人に対して、1回お一人に対しての報償費と見てよろしいんですか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

それぞれ記載のとおり、1回ごとに、お一人の講師の方に報償費として9万円、あるいは5万円ということで、全国的に著名な方をお呼びしているということで、その方に見合う報償費をお支払いさせていただいておるということで、確認をさせていただいております。

○ 加納康樹委員

相当著名な方にお越しをいただいたということなんでしょうか。2時間でこれだけなのということと、名前、ありませんが——④の方はどなたかほぼ想像がつくのですが——その方と比べて2倍、3倍払えるってすごいなと思って見ているんですが、適正な支出ですか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

同じ方がほかのところで来ていただいているような事例もございますけれども、これにプラス交通費もというような事例もあるようでございますので、交通費込みでの報償費というようなことでございますので、通常よりは安価にお受けをいただいたということで確認をさせていただいております。

○ 加納康樹委員

54ページの大学の研究会さんというやつですが、100歩譲って教授はいいとしても、学生に対してまでこんなに支払うことができるものなんでしょうか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

学生さんも、地元の方を含めて現地のほうを調査に実際に歩いていただいたりとか、県の方と討論いただいた中で発表していただく、その資料の作成等々、学生さんのほうで実際に作業等もしていただいているということでございますので、地域おこし等々といえ

ども、市で報償費をお支払いさせていただいておるといふことでございます。

○ 加納康樹委員

四日市としていろいろな場面で、当然、教授さんに来てもらったときに何がしかお支払いするという例はあるんでしょうけど、それに伴ってそのゼミの学生に対してもギャランティを払ったという例って、四日市ってあるんですか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

学生だから随行についてこられたような場合には、報償費はお支払いしないんですが、この場合は、54ページの学生というところの下に書いてございますように、地域住民を対象にスマホ・タブレット講座というものを実施してございまして、その講師を学生の方に務めていただいたということで、それなりにさせていただいたものでございます。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

済みません、補足でご説明をさせていただきます。

報償費はお支払いしておりますけれども、交通費等は一切出しておりませんので、それも含めるとということになりますので、そういうことも勘案しての報償費のお支払いをさせていただいたという内容でございます。

○ 加納康樹委員

同じくこれに関して、地域住民の方々との交流というのか——これがどういうことをやっているのか、いまいち見えていませんが——地元の方はどのぐらいかかわられたんでしょうか、何人ぐらい。

○ 前田市民文化部長

人数はわからないんですが、ホームステイをされまして、実際に地域のいろいろ役員の方々とか、活動してみえる方々といろいろディスカッションをしたりして、例えばここでファームステイというんですか、いわゆる非常に農村部なので農家にやっぱり若い人たちに来てもらって、そういう過ごしてもらおうようなメニューをもっと考えていったらどうか、そんなご提案をいただいたというようなことをちょっと聞いております。地域の

人たちにも、若い人には発想を聞けて非常によかったというふうに伺っております。

○ 加納康樹委員

最後に中部地区さんのところですけど、セミナーみたいなものをぽんぽんぽんと3回打たれましたけど、それなりに住民の方も来られたということなんですが、3回でそれぞれ報償費が10万円、21万円、そして、最後の分がもろもろを出すと、これももう20万円をはるかに超えてくる。これだけの20万円とか——全部で2時間ぐらいですよ——でお支払いできるような講師の方って、四日市市が主催する何やらセミナーでもこんなぐらいの20万円とかがあって平気でばんとあげるもんですか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

じゃ、順に説明をさせていただきます。

まず、一つ目の講座の地域医療につきましては、講師は地元のお医者さん、医師の方にお越しいただいて……。

○ 石川善己委員長

済みません、ちょっと聞きにくいので、もう少しはっきりしゃべっていただけますか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

済みません。

講師の方は、地元のお医者さんに来ていただいてということでございますので、医師の方ということで、10万円をお支払いさせていただいておるということでございます。

それから、二つ目の健康寿命を延ばそうということで、これ、21万円でございますけれども、3回ということで、それぞれ1回7万円ということで理学療法士さんお一人と、それから健康運動指導士なんですけど、そういう肩書の方が補助で参加していただいて、5万円と2万円が7万円、その3回ということで21万円をお支払いを積算させていただいておる。

それから、三つ目の講座の高齢者と地域住民の健康パフォーマンスというのは、健康運動のパフォーマーといいますか、けん玉を使った健康運動というようなことで、2人組の全国を回っていただいているような方なんですけど、その方が講座もして、実際に地域住民

の方に実技をしていただきながら健康運動をしていただくと、そういうふうな内容で講演をしていただいておりますけれども、その方ということで、これだけの金額の報償費をお支払いしたというようなことで確認させていただいてございます。

○ 加納康樹委員

前田部長として、適正というところから譲ろうとはされていないんですけれども、でも地区センターで10万円とか20万円の講師料が平気で払えるようなことが勝手にできてしまう。委託料だからといって消耗品も3万円や5万円なんて好きに使ってくれという、こういうふうな使い方のまんま、館長権限予算というのはこのまんま意味するように、各センターに回していくんですか。

○ 前田市民文化部長

ご指摘の点については、今の考え方の中では、一定のルールに基づいた範囲内では執行できていると思っておりますけれども、例えば報償費、館長権限予算として、ふだんなかなか呼べない講師さんをお呼びしたいというところに、少しそこは予算を割いてという思いがございまして。

ですので、それが余り過度になるとか、市全体のいろいろな事例も踏まえて、それが突出するということはやっぱりいけないとは思いますが、ふだん、地域の方々、自分たちでいろいろ活動されてみえたり、あるいは、地区のセンターのいろんな通常の事業の中でやる範囲内ではなかなか呼べないような講師さんに館長権限予算で来ていただいて、そういう刺激を得ると、いろんなことを感化を受けるということも、私は必要やというふうに思っております。

若干、その辺のところの幅をどういうふうに考えていくかというのは、ご指摘いただいた点、十分今後とも精査していく必要もあると思っておりますし、そうはいつでもどの範囲でやっというふうな考え方も、もうちょっと共通認識を持っていく必要があるかなというふうに、今、私も思ったところでございますので、そのようには進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、消耗品とか管理費。コピー代であるとかさまざまな広報紙類の使用であるとか、そういうものに使われるということなんでしょうけれども、これについても一定のもう少し館長権限予算として共通のルールというか、そういうものをつくっていく必要もあ

るのかなど。誤解を与えないように、やっぱりこれ、そうだよねと、当然こういう使い方だよねというように思っていただけるところがやっぱり必要かというふうに私も感じましたので、これ、申しわけない、今後になりますけれども、ことしの分からそういうことはできるだけ十分、誤解を与えないような記述、説明ができるような形で、どう整理していくかについて早急に検討して徹底してまいりたいというふうに思います。

○ 加納康樹委員

では、今、28年度はもう動いていますけど、28年度の館長権限予算に関しては、この27年度に比べれば、きちんと精査ができる形のものには変更されると思ってよろしいですか。

○ 前田市民文化部長

もう少し皆さんにもわかりやすく、こういった資料を一々お出しするというのではなくて、みずからやはり事業の内容がよくわかるとか、それから、執行内容についてももうちょっと整理されているという形の資料をこの時点でおつくりして出せるように、ことしはもう年度末にかけて、いろいろ準備もしていきたいなというふうに思っております。

それから、実はこの活動事例については、いろいろ各地区それぞれ学び合えるようにしたいというふうなこともおっしゃっていますので、そうした報告をしっかりとすることで、いろいろな意味での共有化もできるのかなというふうには思っております。透明に資料をつくっていくということがいろんな取り組みをよりしっかりとっていくということにつながっていると思いますので、そのように私たち、今考えております。

○ 加納康樹委員

28年度からで何らかの改正がされるというところを信じて、終わります。

○ 小林博次委員

昼飯に入ったけど、ちょっと。

幾つか気になる点があるんやけど、例えば文化活動とか、一遍それぞれのジャンルに分けて整理してほしいなと思う。

それから、例えば従来の自治会かわけのわからん団体かなんか知らんけれども、やったことが館長権限予算で拾われているやつがあると思うんや。例えば、四郷の写真展

も——地区名を出さんほうがええかわからんけど——議会ももうずっと何年も、これ、協賛しておると思うんやわな。これ、別ですか。

だから、従来やられておるやつを館長権限で振りかえてきたというやつがこの中に何件あるのか。例えば里山の保全活動やと、看板をかけたというのは、これは市が里山整理をしておるわけやから、当然、市の責任の範疇に入っておると思うわね。館長権限予算の中へ入れることがおかしいと思うんやけど、そういうものが紛れ込んでいる。

それから、宗教行事、神社の行事に補助金を使っている。これは別の意味で問題があると思うんやわね。

それから、一番大事なのは、これ、何年、一体続けるのかと、何を目的にしておるのやと。金が余ったので使い始めたみたいに思っておるんやけど、いいかげんにしておかなあかんぞと。ちょっと聞かせてな。

○ 石川善己委員長

部長でよろしいですね。

○ 前田市民文化部長

従前の行事ということですけど、基本的には、仮に地域で取り組まれておった行事でも、必ず新しい目線を当てて今の時代に合ったような取り組みを考えていくというのも、館長の一つの重要なやっばり役割だと思いますので。既存の事業にそのままのせていくということだと、これはやはり余りよくないのかなとは思っていますので、今後、そういうものがあれば、それは見直していく必要があると思っています。常にやはり館長の新しいアイデアであるとか、地域の新しいニーズを酌んで、そういうものとして進化させていくという必要がまずあると思います。

それから、獅子舞等については、これは、基本的には伝統行事の復活。今回、御菌町は30年ぶりということでの復活をさせております。

やっばり後継者育成というようなことが非常に重要な課題になっておりまして、なかなかそういうふうな場づくりであるとか、機会をつくっていくというのが難しいんですけども、今回、塩浜地区内で教え合うというようなこともうまく機能しまして、こういう成果も出ておりますので。

神社の行事とは、我々としては一定の区別はしておるつもりでございます。その辺も、

そういう疑念を与えないような説明や取り組みの仕方をしていく必要があるとは思っております。

それから、何年やるかということで……。

○ 小林博次委員

そういう答弁は余り聞きたくないもので。

従来からやっておるやつ、もしくは廃れたやつを引っ張り出してきて、文化活動をやるといふ、そういうのは、やっぱりやめるべきやと思うんやわ。文化の諏訪駅を見ても、あんた方はやるというて勝手に始めて、それなりにケアしておったら、勝手にやめたというわけやん。そうすると、そこへ参加してきた市民が大迷惑したって。

だから、文化というのは行政が介入したらあかん。地域できちっと始めて、それをどんなふうに支えるかという、そういう補助的な役割を果たしてもいいと思うけど、中心的に館長が出しゃばって行って、昔、これやっておったからやれさって、獅子舞をやろうかと、そんなばかげた話はないので。だから、それを使ったというから使ったやつはしようがないなど。

だけど、こういう使い方をしていくと方向性がわからんようになる。もっと文化的に使うんなら、あんたの課と違うやないか、使う課が。館長と違うやないか。市民文化部やない。あんたのほうで館長がねじまいて使わせるような、そういう金とは違うんじゃない。

だから、目的がはっきりしておらんやわな。はっきりしておるようではっきりしていない。館長が気になっておったり、館長が言われてお金を出したり、井勘定みたいなやつ、そんな種類の金の使い方でもちづくりができるなんてことはあり得やんので。だから、はっきりまちづくりとしてやるんなら、文化で何をというのを明示して、館長のわけのわからん使い方というのはやめるべきやと。

だから、一体いつまでこの予算を続けるつもりなんやと、これが一つと、使っていくとどんな結果が出てくるんやと、何を求めているの。そこのところをはっきりしてほしい。

○ 前田市民文化部長

まず、ちょっと説明不足で。あくまで地域のほうでそういう動きがあつて、それをサポートさせていただくという中で、今回、獅子舞なんかも取り組んだということでございます。館長が引っ張ったということとは、ちょっと説明不足で流れが違いますので、改めさ

せていただきます。

それから、何年やるかということでございますけど、やっぱり一つの、これ、26年に試行的にスタートして、27年、28年と続いてきております。ことし、もう一度きちっとやって、さらに検証をして、試行は除いて3年ぐらいはやはり一定の取り組みをして、そこで検証をさせていただきたいなというふうには思っております。

ただ、私は、実は地域を全部夏に回ってきまして、館長権限予算のことについてのいろいろご感想も聞いてまいりました。地域としては、例えば案内看板一つとっても、やはりつけたかったけどなかなかそういうことは実現できなくて、今回そういう館長権限予算を活用することで、それが実現できたということについては、非常に喜んでおられたということを幾つか聞いております。

それから、確かに執行についてもうちちょっと疑念がないようにというようなご指摘もいただいているのだとか、こういう地域の音頭や歌なんかですけれども、これを一緒に子供たちも歌ったり老いも若きも一緒にこれを取り組んでみえと、一緒に踊ったりという姿が実は他の地域にも影響を与えておまして、日永、内部、それから県でも、そういう復活をするというようなことも出てきております。

最近、ほかの地区でもそういうことをやってみようという話も出ておりますので、館長権限予算が地域にやはりちょっと元気を取り戻させる一助となっておるというふうには感じてはおるところもございますので、その辺はご理解賜りたいと思います。

○ 小林博次委員

理解せい、理解せいと言っても、理解したらしゃべらんもんで。

じゃ、ないところはどうするんや。やっぱり、行政は公平でないとかかんやろう。

だから、例えば、文化財なんかを持っておる地区もようけあるわけや。そうすると、それがどんな条件で、維持管理するのが大変な時代で。

だって、それは、例えばそういうところに使える基金なんかをつくって、そこから支払っていくだとか、そういう物差しをつくって対応していかなあかんの館長権限予算というわけのわかったわからん予算を組んでしまうと問題と違うのかなと、そう思うわけやわ。

だから、その地区で保存してくれる文化行事とかそういうものは、その地区にお金をあらかじめ別の物差しで差し上げれば、思いつきみたいなもんでどこへ使ったかわからんやんていう、そういう使い方よりはるかにいいので。

だから、これ、今年度で3年目やな、28年度で。

○ 前田市民文化部長

本格運用では2年。

○ 小林博次委員

本格運用ではと言われると困るけど、3年ぐらいで様子を見ればわかるので、この事業内容をもう少しジャンル別に分けてもらって、使われたお金と、それから、効果はどんな効果なのかわからんから、そういうものを一遍出してもらって、改めて見直していくよということを個人的にはしたい。よろしく。

○ 石川善己委員長

ご意見でよろしいですか。

資料の提出をお願いしたいと思います。

個人的な見解をちょっと入れさせてもらってもいいですか。休会中の所管事務でやったらどうかと実は思っていたので。

小林委員、済みません。個人的な私の見解なんですけれども、休会中の所管事務で館長権限予算がもし必要であればやらせてもらおうかなと実は思っていたんですが、そこまでに間に合うような形で資料をとということでよければと思っていたんですが、よろしいですか。ここで決めちゃうみたいで申しわけないんですけれども。

○ 小林博次委員

はい。

○ 石川善己委員長

という形でまた、それ決まるかどうかはわかりませんが、そういった形で資料の準備をお願いできればと思いますので、お願いをしておきます。

○ 前田市民文化部長

今の27年度決算でもう一度、再度精査したようなものを、整理したやつもつくらせて…

…。

○ 石川善己委員長

うん。とりあえず所管事務でやることが決定すれば、そのときまでに出せるものはいろんな形でご要望のあったものを出していただいて、28年度検証が済めば、当然そのときにも出していただきたいと思いますし、随時随時追加でいろんな形で資料は示していただきたいと思いますと思っています。

○ 前田市民文化部長

じゃ、そのように取り組みをさせていただきます。

○ 石川善己委員長

お願いします。

他にご意見ございませんか。まだありますね。

そうしたら、とりあえず一旦ここで休憩に入らせていただきたいと思います。再開を1時半でよろしいですか。1時半再開をお願いします。

12 : 24 休憩

13 : 30 再開

○ 石川善己委員長

それでは、再開をいたします。

資料の差しかえがございますので、説明を受けたいと思います。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

館長権限予算、地域活動費でお配りさせていただきました資料に、コピーの誤りがございました。大変申しわけございませんでした。

39ページでございますが、誤ったコピーの状態でつけさせていただきました。39ページを差しかえていただいて、40ページは誤りがございませんが、両面で用意をさせていただ

きましたので、大変お手数をおかけいたしますが、差しかえをいただきますようお願い申し上げます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

では、差しかえの資料についての質疑等ございましたら、よろしいでしょうか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

申しわけございません。今現在お配りさせていただいている39ページが、37ページと同じものがついてしまっている状態でございますので、39ページを正しいものに差しかえていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。よろしくお願いたします。

○ 石川善己委員長

では、差しかえの資料についての質疑はなしということでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

では、引き続き、質疑を再開いたします。

○ 谷口周司委員

済みません、きょう、午前中に加納委員からもあったところでお聞きしたいんですけど、備品購入のところでスキャナが出ていたんですけど、そのほかにも県のところでタブレット端末というのもあるし、また、橋北でもスクリーンというのもあるんですけど、これは先ほどの中ではセンターの備品として今後使っていくのか、それとも、この事業だけというのであれば、もうそのまましまわれていくのか、そこだけ教えていただけると。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

備品購入につきましては、今回の事業をきっかけとして、今後も引き続き、館長権限の予算でありますとか、そのほかにも利用があるかもわかりませんがセンターで活用をさ

せていただくと。これきりということのないようにということで、そういう視点から購入をしていただいております。

○ 谷口周司委員

タブレット端末やと、そのとき購入して、そのまま終わりなのか、通常持っていくために欲しいとか、そういうのはもう考えられないということですか。

○ 川口市民生活課参事兼地域調整監

県の場合、高齢者の方がそういうタブレット端末等を使っていただけるというようなことで触れていただくということで、高齢者の方のそういった講座というか、講習に引き続き活用していただいて、スマホとかタブレット端末で高齢者の方でも情報発信、それから情報の収集ができるようにということについての活用を継続していくというような計画であるということは聞いております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。有効活用していただければ、もうそれは問題ないかなと思いますので、以上です。ありがとうございます。

○ 石川善己委員長

他にございますか。

○ 荒木美幸委員

わかりやすい資料を出していただいて、率直な感想なんですけれども、設計する方、あるいは見積もりをする方によって、フォーマットが随分違うんだなということをおうかがい知ることができます。

別に統一するものを用意するという事ではないかと思うのですが、例えば7ページの富田、非常に詳しい資料でどなたがつくったか私も存じておりますが、この7ページの資料、先ほど加納委員も指摘をされましたけど、例えば報償費などについては、講師に払う講師料と、それから交通費が明確になっている。

一方、先ほど加納委員おっしゃったように、22ページは一緒になって知らされていると

いう点、あるいは、38ページの塩浜地区のふるさと創生事業のところですが、委託料の3番の会場設営等費用で1式3万5000円というふうに記されているところがある一方、7ページを拝見すると、直接費ということで(2)の4番ということで、音響・映像機器の設置、操作調整ということで、非常にわかりやすく書かれていると思うんですね。

これらの書き方とかアドバイスなどは、館長の裁量に任されているということでしょうか。

○ 前田市民文化部長

会計ルールに従って、基本的には各職員が持っている基本的素養といいますか、そういうふうにならせてやっけてきている部分がございます。

ただ、きょうもご指摘いただいているように、非常に設計内容としても詳しく、このように整理できるという考え方もございます。一度館長会に、やはり私も入りまして、どういう整理をしていくといいのかよく話し合いをして、できるだけ後から見てもわかりやすい、こういう設計資料のつくり方、資料の書き方、統一感を持って一度取り組んでみたいと思います。

次の年度に向けての、28年度ですかね、28年度の整理に向けてのやっぱり考え方、こういう面も十分取り入れて、どこまで表記するのがいいかということも含めて一度整理をして、ひな形をつくって、そういった標準的なスタイルの中で取り組むような流れをつくっていかうかというふうにちょっと今考えております。

○ 荒木美幸委員

お願いします。

今部長おっしゃったように、やっぱりわかりやすさと、それから、午前中におっしゃった誤解を与えないというところはすごく重要であろうかと思しますので、この富田のようにつくっているところがあるのであれば、よき参考としていただいて、ここまで公開しないにしてもせめて館長はこの内訳ぐらいしっかりと把握をできるぐらいの、そういったような様式を考えていただいて、より透明性のある会計処理をお願いしたいと思います。

以上です。

○ 石川善己委員長

ご意見ということによろしいですか。

○ 荒木美幸委員

はい。

○ 太田紀子副委員長

先ほど、委託料は完了報告書を作成して提出するって聞いたんですけども、これは委託料だけがそういう完了報告書を提出するよということになっているんでしょうか。ちょっと教えていただきたいんですけど。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

例えば、物品の購入等でしたら納品書、それにかわるものが委託料では委託事業の完了報告書ということになります。

○ 太田紀子副委員長

その内容というのは、事業によってはそうなんですけど、例えばこのバスのお買い物ツアーだったり、この講演だったりすると、何名参加してとか、どのような状況だったかという、そういう状況報告とかそういう経過報告なんかは記載されているんでしょうか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

基本的には、それも仕様書でどう定めるかということだと思います。

例えば、仕様書で人数を特定して、それ以上の参加を求めるような発注の仕方であれば、基本的には、それ相当の事業を行いましたという、事業が完了しましたという紙1枚の報告書が委託事業の報告書になります。

発注のときに細かい収支の実績もつけて、また、参加人数等の報告、写真も添付しなさいというふうな仕様をつければ、それが実績報告として出てくるというのが、委託事業のやり方ということだと思います。

○ 太田紀子副委員長

ある程度、こういう税金を使ったことなので、やはりそういうところをきちんとしておかないと、先ほどの質問でも何人参加されたんですかという人数が出てこなかったりという、せつかく講師料を払っても、それが本当に一人でも多くの方が聞けていたのか、それが十分にそれだけの金額に見合う、報償に見合うものになったのかというのをやっぱり検証するには、参加人数というのは大変大切だと思うんです。

こんなことを言うたらあれですけど、一般企業でしたらこういうような会計報告という内容報告だったら到底許されるものじゃないですし、最後まで完了するまでそういう報告書というのが必要ですので、透明性を図るという意味でもやはりそういうことが必要ですし、今後、本当に続けていこうと思ったら、そういったものを検証していくものがなければ、それだけの説明材料にもならないと思いますので、ぜひとも、最初も大切ですけど、最初から最後まで責任を持って、こういうふうに館長権限予算を使い切りましたというものが示せるようなものをつくっていただきたいと思っております。お願いいたします。

○ 石川善己委員長

ご意見だけということではよろしいでしょうか。

○ 太田紀子副委員長

はい。

○ 石川善己委員長

それでは、他にご質疑、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、ご質疑なしと認めます。

これより討論に移らせていただきたいと思います。

討論がございましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全体会へ送るか否かは、採決の後にお伺いをしたいと思います。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

では、特段討論もございませんので、簡易採決にて行いたいと思います。

議案第13号平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費中関係部分について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認めます。本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第1目一般管理費中関係部分、第4目文書広報費中関係部分、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費中関係部分、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第21目諸費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費中関係部分、第3目公民館費中関係部分について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

以上で審査を全て終了いたしますが、一言だけお許しください、先に。

本当に数多くのご意見、ご指摘が出された館長権限予算について、やっぱりもう一度、

いろいろと検証もしていただきながら諮っていただきたいと思います。

また、この後諮らせていただきますが、所管事務調査でこの案件についてはやらせていただきたいと思います。私は個人的には思っておりますので、またそれが決定した際には、各委員の理解、納得のできるような資料も十分用意をしていただいで臨んでいただきたいと思いますので、一言申し添えておきます。

よろしいですか。

それでは、廣田多文化共生推進室長。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室の廣田でございます。おわびと訂正がございます。

昨日の協議会において追加資料を加納委員よりお求めいただきまして、お配りいたしました四日市人権啓発企業連絡会の会員一覧でございますが、真ん中の列の一番下、四日市ポートサービスとあるところがポサービスとなっておりますので、大変申しわけございません、ポートサービスとご訂正いただきますようお願いいたします。申しわけございませんでした。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

脱字のことですので、また資料のほう、各自において訂正をお願いいたします。

それでは、審査を終了いたします。

委員の皆様につきましては、若干お諮りをさせていただきたいところがありますので、お残りください。

それでは、終了いたします。

済みません。それでは、あと若干おつき合いいただきたいと思います。何点かご相談、お願いがございます。

まず、1点目なんですが、先般の休会中の所管事務調査の報告書案と行政視察の報告案について、タブレットに送付をしてあります。それぞれ確認をいただいて、修正、加筆等がございましたら、お申し出をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。全体会終了後ぐらいをめぐりに、もし修正、加筆等がございましたら、お願いをしたいと思います。

それでは、続いて、休会中の所管事務調査の日程どりを決めさせていただきたいと思えます。

お手元のほうに日程案として、10月31日月曜日、10時から、もしくは11月2日水曜日、午前10時からということを示させていただいてあると思います。委員の皆様の手配を確認させていただきたいと思えますが。

○ 加納康樹委員

一般的には、やっぱり月曜日の午前は、会派のミーティングが入る。

○ 石川善己委員長

多分そうかなと私も思っておりました。うちも、実は会派会議が入っておりますが、ここじゃないととれないようであれば、ここでもとは思っておったんですが。もしよければ、11月2日水曜日の午前10時からという形で日程をとらせていただければと思えますが、ご都合の悪い方はおみえになりますでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

では、11月2日の10時からということ日程をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、議会報告会の日程についてお諮りをしたいと思います。

先般の議会運営委員会において、11月定例月議会議会報告会の日程について土日開催も含めて、各委員会において協議をすることが確認をされました。

つきましては、候補日を2案ほど押さえる必要がありますので、日程案について皆様のご手配を確認させていただきたいと思えます。

ごめんなさい。それでは、ちょっと読み上げさせていただきますので、とりあえず確認をさせていただきます。

現在、候補予定日として挙がっておりますのが、12月23日金曜日ですが祝日になります、午前または午後。12月24日クリスマスイブ、土曜日の午前または午後。12月26日月曜日、

午後6時半。12月27日火曜日、午後6時半。そして、年明けの場合が、1月7日土曜日、午前または午後。1月10日火曜日、午後6時半から。1月11日水曜日、午後6時半からということで、候補日が挙がっております。

ただ、11月議会終了後の議会報告会、もしくは3月の議会報告会で土日開催を入れなければいけないということに、基本なっております。

私と思うのは、2月議会終了後の土日の日程をとるのは非常に厳しいのかなというふうには個人的には思っておって、土日開催を入れるのであれば、この12月、1月の日程の中で入れ込むほうがとりやすいのかなというふうには思っておるんですが、そのあたり、いかがでしょう。

○ 竹野兼主委員

祭日って、土、日曜日という形にカウントにできる……。

○ 石川善己委員長

カウントできるというふうに判断しています。

○ 中村久雄委員

場所はどこでしたか。

○ 石川善己委員長

総合会館じゃない……。違うわ、総合会館は次だ。決まっていない。

済みません、私の勘違いで今回が総合会館です。

○ 竹野兼主委員

23日でどうでしょうか。

○ 石川善己委員長

23日というご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。皆さん、ご都合よろしいでしょうか。午前または午後ということですが、どちらか支障があるという方がおみえになれば、お申し出を下さい。

なければ、できれば午前のほうがいいのかなど、私は思っておるんですけども、午前のほうがよろしいですか。

午前で皆さん、ご都合よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

では、第1候補として、12月23日金曜、祝日の午前という日程でとらせていただきたいと思えます。

もう一日とらなあかんのやね。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

一応午前ということで、午前をあけておいてください。

もう一日とらなければいけないということなんですが、土日でとらせていただくとなると、12月24日のクリスマスイブか、1月7日、年明け早々ということになるんですが。

○ 加納康樹委員

どうしようもなかったら、7日くらいじゃないですか。

○ 石川善己委員長

クリスマスイブはちょっときついですか。

○ 加納康樹委員

連休の真ん中はきついんじゃないんですか。

○ 石川善己委員長

ここにすると忙しいということで、そうしましたら、1月7日というお声をいただきましたんですが、7日については午前、午後どちらでも、ご予約よろしいですか。どちらかじ

ゃないと都合が悪いという方がおみえになれば。

○ 中村久雄委員

23日の午後はあかんの。

○ 石川善己委員長

日を別でとるということ、2案というのは。同じ日の午前1案、午後、2案でもいいの。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

はい、多分大丈夫です。

○ 石川善己委員長

でも、荒木さん、午後だめなんでしょう。

○ 荒木美幸委員

いいです。

○ 石川善己委員長

そうしたら、中村委員から13日の午前第1、午後第2ということでお声がありましたが、そのとおりにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ということで、よろしくお願いします。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

南部やったら、やっぱり塩浜ですかね。塩浜、楠、日永、河原田。

○ 竹野兼主委員

いや、その中のところでも、ここはもうちょっと前に済みましたよというところに網かけが。

○ 石川善己委員長

網かけがかかっておるところは、やったところですね。

○ 竹野兼主委員

そうそう。

○ 石川善己委員長

ということは、かかっていないのが楠、内部、どちらかです。

じゃ、やっぱり楠でやらせていただこうかと思うんですが、どうでしょうか。

○ 加納康樹委員

動員も間違いないです。

○ 石川善己委員長

竹野委員がおみえになるので、ぜひ楠でやらせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

一応、じゃ、候補地は再来週相談でということをお願いをしたいと思います。

済みません、もう少しだけおつき合ください。

楠、第1、内部、第2ということ。

議会報告会について確認をさせていただきます。

10月7日金曜日、18時半から20時45分ということで、総合会館7階の第一研修室となっております。テーマは、地場産業、観光についてということになっております。

お手元に議会報告会の役割分担を配付させていただいておりますので、ご確認をください。

済みません、当日の役割分担をお願いしたいと思います。

議会報告会の司会、議案審査の報告、質疑は全議員で、シティ・ミーティングの司会ということで、報告につきまして、四つに分けさせていただいてあります。病院の決算認定、それから市民文化部の決算認定、商工農水部の決算認定、一般議案。4人の方に手分けをしてご報告いただきたいと思いますと考えています。

きょう出席をいただいている中で、中村議員が決算については出席をしてみえないので、一般議案の報告を中村議員にお願いしたいと考えております。三泗鈴亀農業共済組合の報告をお願いしたいと思います。

残りの三つの決算報告を手分けしてお願いしたいと思っております、できれば議長経験のあるお三人の方については、シティ・ミーティングの応答に全力を挙げていただくということで報告を外れていただいて、残りの方3人で手分けをして……。

○ 小林博次委員

いやいや、手分けしてみんなでやればいいんじゃない。

○ 石川善己委員長

三つをお願いしたいと思っておりますので、やりやすいところを、ここをやりたいうのがあれば。

○ 川村幸康委員

委員長がもう言ったら。

○ 石川善己委員長

だから、済みません、こちらが勝手に決めさせてもらって申しわけないんですが、竹野委員と荒木委員と谷口委員で残りの三つを手分けをしていただきたいと思いますと考えています。ここをやりたいうところ、思い入れのあるところもおありかと思っておりますので、ここをやりたいうことで言うただければ、優先的にそちらを報告をお願いしたいと考えていますので。

○ 荒木美幸委員

病院をお願いします。

○ 石川善己委員長

じゃ、荒木委員、病院ということでお願いしたいと思います。

○ 谷口周司委員

市民文化部、商工農水部、どっちに。

○ 石川善己委員長

どちらでも。

○ 川村幸康委員

谷口さん、好きなほうを選べばいいやん。

○ 竹野兼主委員

谷口さん、市民文化部のほうがええの違うの。

○ 谷口周司委員

じゃ、市民文化部。

○ 石川善己委員長

じゃ、谷口委員、市民文化部で、商工農水部、竹野委員ということでお願いをしてよろしいでしょうか。

司会のほうは、報告会、シティ・ミーティングを通して、副委員長にお願いをさせていただきたいと思っております。本当に勝手なスケジュールで申しわけないんですけども、そういった形で当日お世話になりたいと思っております。

○ 荒木美幸委員

報告の時間調整は。

○ 石川善己委員長

まだそこまで進んでいないので。

○ 川村幸康委員

ダイジェストでな。全部というとは絶対終わらん。

○ 石川善己委員長

もう全部は絶対無理なので、抜粋して議論のあったところとか、その辺で。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

市民文化部、商工農水部、病院という流れでいいですか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

三つの決算認定を済んだ後、一般議案になりますのでそれで。

○ 加納康樹委員

議会報告会、すぐ横でやるので、テーマもテーマなので、本人に来てもらわなくてもいいので、1階に置いてあるゆるキャラ用のこにゅうどうくんボードを持ってきてほしいなど。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

済みません、じゃ、ボードだけは当日持っていけるように用意をさせていただきます。

ほか、じゃ、議会報告会、シティ・ミーティング、よろしいですか。

○ 荒木美幸委員

四日市ではこんな観光に取り組んでいますというパンフレットはなかったですか。

○ 石川善己委員長

ちょっと確認してみます。

何か冊子をつくっていましたよね。

○ 川村幸康委員

あるある。あるやんな。ようけある。

○ 中村久雄委員

四日市STYLE。

○ 石川善己委員長

四日市STYLEじゃなくて。何か、夜のまちみたいなやつのパンフレット。あんなので四日市のやつがあったので。

議会報告会とシティ・ミーティングについてはよろしいでしょうか。

最後、済みません、休会中の所管事務調査のテーマなんです、テーマのご提案がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

そうしましたら、先ほどちょっと審査中には申し上げたんですが、館長権限予算についてやらせていただきたいと思いますので、ご協力のほう、よろしくお願いします。

以上でよろしいですかね。事務局、漏れないですか。

それでは、委員会を終了させていただきます。ご協力、本当にありがとうございました。

14:00閉議